

だまされないための 対処法を伝授します！！

～「くらしの出前講座」ご依頼受付中～

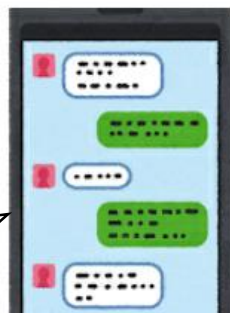


高額医療の
還付金があります。

不要になった
貴金属はありま
せんか？



不在でしたので
お荷物をお預か
りしています。
お電話ください。



火災保険で
修理できます。



- ・消費生活についての出前講座を行っています。
- ・老人会や地区の集会、PTAの研修会、学校などにも出張します。
希望に応じて日時を調整します。
ぜひ、ご活用ください。

【お申し込み】

原則、開催日の1か月前までに、
下記市民生活課生活環境係へご連絡ください。

消費者トラブルで困ったときは

多久市消費生活相談窓口
TEL：0952-75-2117
多久市 商工観光課 商工観光係

■専門員相談日 月・水・木（除く祝日）10時～16時
※それ以外の日は、職員が対応します。

（秘密厳守。まずはお気軽にご相談ください。）

土日祝日は、佐賀県消費生活センターで受け付けています。
佐賀県消費生活センター ☎0952-24-0999
消費者ホットライン ☎188(いやや) ※局番なし

出前講座も相談も
無料じゃぞ♪♪

